

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

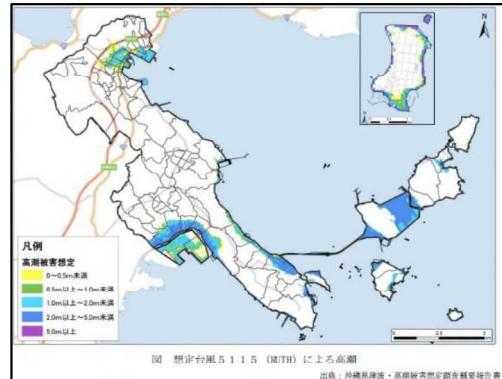
I 現状

(1) 地域の災害リスク

うるま市は、県都那覇市から25 km、沖縄本島中部の東海岸に位置しており、西に沖縄市、北に恩納村・金武町と接し、東・南に金武湾・中城湾に面している。さらに東南部に伸びる半島部の北方海上、東方海上には有人・無人を含め藪地、平安座、宮城、伊計、浜比嘉、南浮原、浮原、津堅の8つの島々があり、このうち藪地、平安座、宮城、伊計、浜比嘉は半島部と海中道路等によって結ばれている。また、うるま市の面積は86.14km²で、沖縄県全体の3.8%を占めている。

(台風:うるま市地域防災計画_平成27年)

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等の沿岸部を中心として、高潮による浸水被害が想定されている。特に、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島で2.0m以上の高潮浸水が想定されている。



(洪水・土砂災害:うるま市地域防災計画_平成27年)

当市のハザードマップによると、市内には、石川川、天願川、川崎川及び屋慶名川があり、そのなかで、天願川については、水防法第14条により浸水想定区域として指定・公表されている。また、土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)のおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域(イエローズーン)」や「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の指定が行われているが、本市では、32箇所で「土砂災害警戒区域(イエローズーン)」が指定されている。

① 想定高潮による社会基盤施設等への被害

港湾部を中心に高潮による浸水が想定されている。浸水により港湾施設や緊急輸送道路、避難所等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路、避難所等が被災することは、被害をより拡大させる可能性がある。

【石川地区】

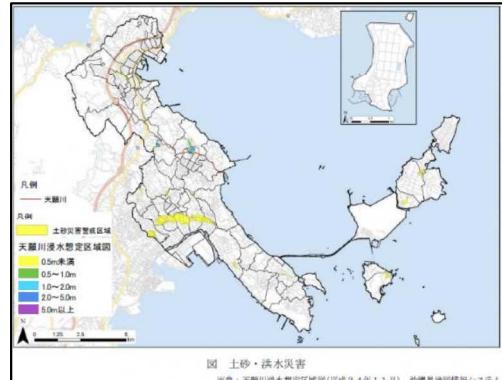
石川地区を中心に浸水想定範囲が広がっており、一部では2m以上の浸水深が想定されている。複数の避難場所等が、浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。石川バイパスや県道255号線などの緊急輸送道路等が浸水範囲を通過しており、浸水時の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

中城湾港新港地区を中心に広い範囲で浸水が想定されている。県道33号線(緊急輸送道路)が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に浸水想定範囲が広がっており、浸水想定深が2m以上となる区域が大部分を占めている。複数の避難場所等が浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。県道37号線(緊急輸送道路)が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。



【島しょ地区】

沿岸部を中心に浸水が想定される範囲が存在しており、特に平安座島では、広い範囲で最大2m以上の浸水深、津堅島では5m以上の浸水深が想定されている。島しょ地区は、海中道路や港湾施設周辺を中心に高潮が想定されていることから、浸水により施設が破損した場合、孤立する可能性がある。

(石油コンビナート災害:うるま市地域防災計画_平成27年)

うるま市与那城平安座島には、沖縄石油基地として原油貯蔵タンク施設があり、石油コンビナート災害についてうるま市地域防災計画では下記の事項が災害として想定されている。

① 危険物タンクの火災

ア 流出火災

現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害(以下、「Bレベルの災害」という。)は、付属配管からの漏洩やタンク本体の小破漏洩による、少量及び中量流出火災などのタンク周辺での比較的規模の小さい流出火災である。人体に対する放射熱の影響距離(2,324J/m²s)は、タンク中心から50m以内の範囲におさまる。発生する可能性が相当小さい災害を含むが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害(以下、「Cレベルの災害」という。)にはタンク周辺での流出火災に加え、仕切堤内、防油堤内の流出火災が該当する。仕切堤、防油堤面積が大きい場合には放射熱の影響距離も大きくなるが(最大で半径100~200m)、流出油が堤内全面に広がる可能性は小さいものと考えられる。なお、貯蔵物質が第1石油類である場合は、漏洩後に何らかの火源により着火して火災となる危険性が高い。

イ タンク火災

Bレベルの災害は、タンクの小火災である。人体に対する放射熱の影響距離はタンク中から20m以内の範囲におさまる。Cレベルの災害はタンク小火災、リング火災(浮き屋根式タンクのみ)、タンク全面火災もある。放射熱の影響距離はBレベルの災害よりもやや大きく、最大で半径50~100mとなるものがある。

② ガスタンクの爆発・火災

ア ガス爆発

Bレベルの災害は可燃生ガスの少量流出による爆発があり、爆風圧の影響距離は、最大でもタンク中心から50m以内である。Cレベルの災害には可燃性ガスの少量及び中量流出による爆発が該当する。災害の規模はBレベルの災害よりも大きくなるが、爆風圧の影響距離は半径50mの範囲内におさまる。

イ フラッシュ火災

Bレベルの災害は可燃性ガスの少量流出によるフラッシュ火災である。影響距離は、最大で、タンク中心から50~100mの範囲となる。Cレベルの災害には可燃性ガスの少量流出及び中量流出によるフラッシュ火災が該当し、影響距離は最大で半径100~200mとなることもある。

③ 海上災害(接岸船舶火災及び石油類流出災害)

ア 想定船舶 金武湾、入港最大級タンカー(50万総トン)

イ 原因の想定

- ・衝突、座礁による着浅時又は他船との衝突又は座礁による外板亀裂
- ・その他 機器の取扱い不良等による油流出又は火災、爆発

ウ 災害の想定

- ・流出油による被害想定

金武湾内に1.1万klの原油が流出し、港内一面に広がったと仮定すると、その油層は約7.5mmの厚さで海面を覆うことが想定される。また、風、潮流の影響がある場合、一部は湾内に滞留し、他は外洋に移動拡散することが想定される。流出油事故のみで火災に至らなかつた場合、その被害は、ほぼ流出油量に比例する。

- ・火災等による災害の想定

流出した原油には、引火の危険性、海面から蒸発したガスによる中毒の危険性、原油への引火延焼による陸上の人口密集地帯や重要施設への延焼及び海面火災等による輻射熱によりある

範囲の固形有機物への引火又は火傷の危険性が想定される。危険範囲を定め、実際の作業用に活用することは非常に困難である。また、不確定要素が多い現状では危険であるが、これまでに示された実験資料から次のことがいえる。

(ア) 流出油の場合

ア) 引火、中毒のおそれがあるガス濃度の危険範囲

イ) 人体に影響のないガス濃度の範囲

ア)、イ)の範囲は、流出油面半径の3倍以遠

(イ) 海面火災の場合

輻射熱によって有機物に引火する危険範囲は、流出油面半径の1.25倍以内

エ 台風による災害

(ア) 台風により主荷重及び風荷重によって生じる応力度が耐圧度を越えた場合、破損が起こり、

タンク内の流出、あふれ等により火源があることにより着火のおそれがある。

(イ) 危険物施設構内の台風による物の飛散等により、貯蔵施設及び製造施設の破損が予想され、油流出等への対応が必要である。

(地震:うるま市地域防災計画_平成27年J-SHIS)

① 地盤災害防止事業

石川地区、中城湾港新港地区等で液状化危険度が高い地域が広がっている。特に、島しょ地域の港湾施設周辺は、液状化危険度が高い傾向がある。また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

② 砂防事業

沖縄本島中南部の泥岩地帯は、地すべりの起こりやすい地形地質であり、更に近年の急速な開発ブームにのって地滑り等の十分な防止策も講じられず開発等が進み、地滑り災害の発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にある。また、山地から海岸までの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の渓流が多く、崖崩れや土石流による危険箇所が多数存在しており、総合的な対策が必要である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2)商工業者の現状

・商工業者数 4,345人(平成28年度経済センサス活動調査)

・小規模事業者数 3,531人(平成28年度経済センサス活動調査)

【内訳】(平成28年度経済センサス活動調査より集計・編集)

業種別の商工業者数について

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	318	290	市内に広く分散
	製造業	266	217	食品製造業は市内に広く分散。 非食品製造業は州崎地域を中心 に分布
	卸売業・小売業	1,005	685	市内に広く分散
	宿泊・飲食サービス業	649	503	市内に広く分散
	生活関連サービス業・娯楽業	421	354	市内に広く分散
	その他	1,686	1,482	市内に広く分散

上記のことから小売業と飲食店・宿泊業、サービス業で全体の過半を占めている状況である。昨年度からコロナウイルスの影響により業況に関しては厳しい状況となっている。サービス業の次に建設業と続いているが、県内では建設業の従業員から独立し、一人親方が増えているため、多くなっている。

(3)これまでの取組

1)当市の取組

- ・うるま市地域防災計画の策定(平成27年)
- ・うるま市国民保護計画の策定(平成19年3月)
- ・うるま市防災ハザードマップの作成
- ・避難訓練の実施
- ・指定避難所における防災関連備品の備蓄倉庫の整備
- ・自主防災組織(全自治会)の結成及び活動支援
- ・行政機関、民間団体との防災協定締結
- ・新型コロナウイルス対策室の設置及び感染対策事業の実施
- ・感染症関連備品の備蓄

2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの広報(チラシ・HP・SNS)

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制についての具体的なマニュアルが整備されていない状況である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、会員事業者に対し、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1.事前の対策>

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制整備を行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・市広報、商工会ホームページやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和3年度中に作成する。

3) 関係団体との連携

- ①沖縄県火災共済協同組合と下記事項について連携する。
 - ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ②損害保険会社と連携、専門家派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施し、災害から早期の復旧に向けた備えの重要性を周知する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・うるま市商工労政課および関係各課と必要に応じて年1回以上、情報共有を図り、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(洪水・土砂災害)が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2.発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における対策に基づき当会の感染症対策を行う。

2)応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(洪水・土砂災害における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する
1週間～2週間	2日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回以上共有する
1ヶ月以降	都度、共有する

<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

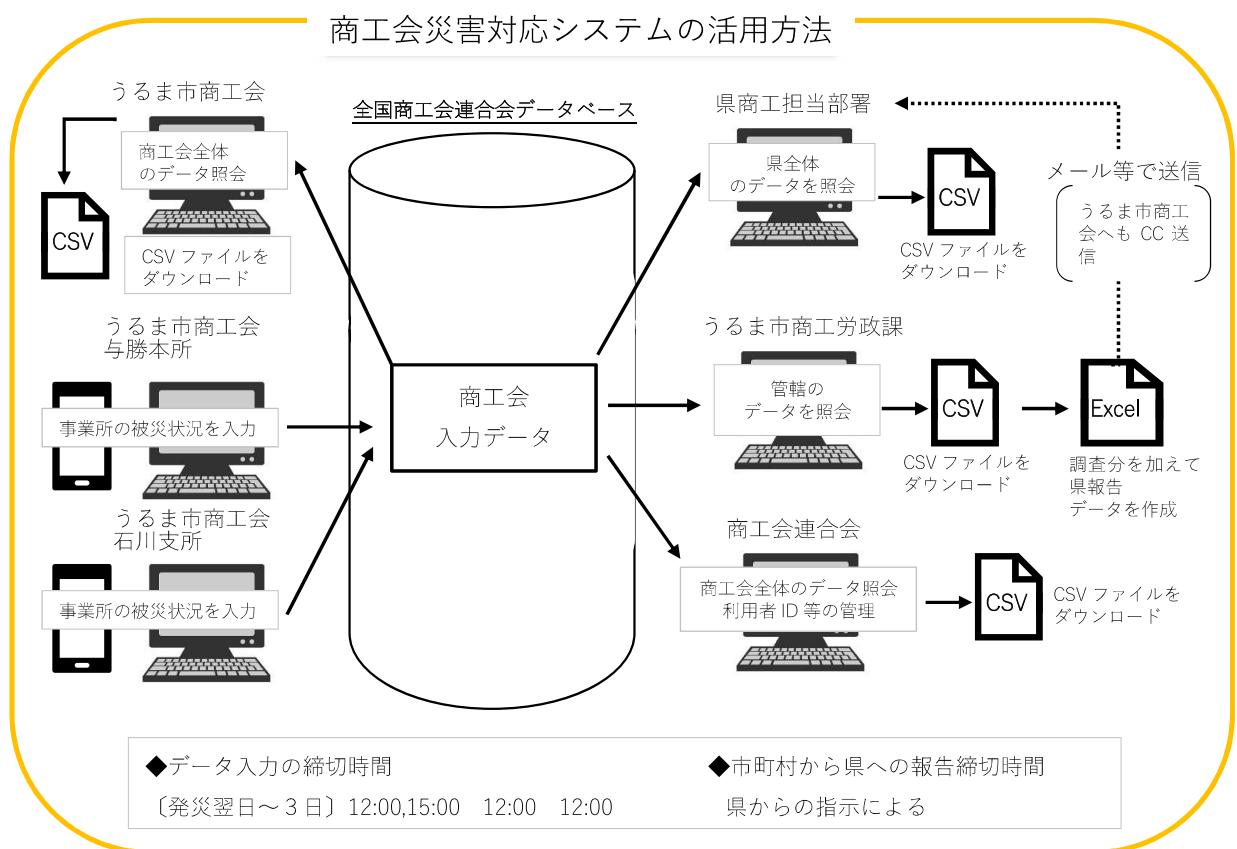
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当市が共有した情報を、当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

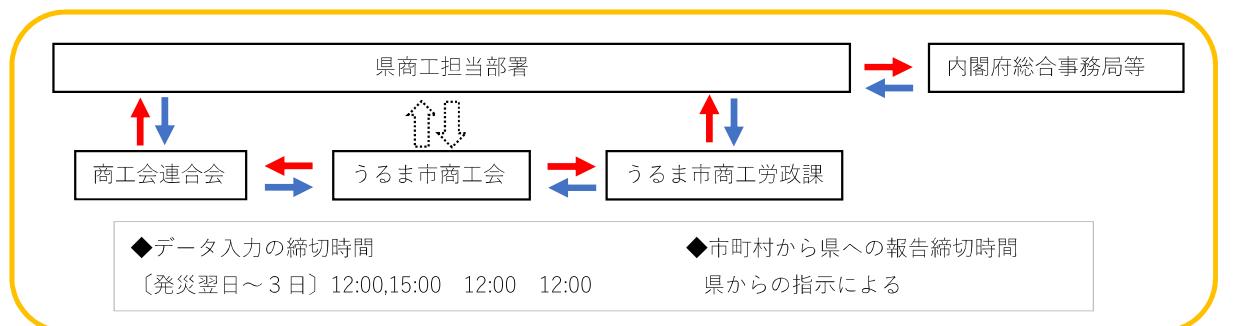
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、うるま市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。
- ・当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を「被害状況報告書」に記載し、沖縄県商工会連合会を通じて沖縄県の商工担当部署へ報告する。

<4.応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、うるま市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5.地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

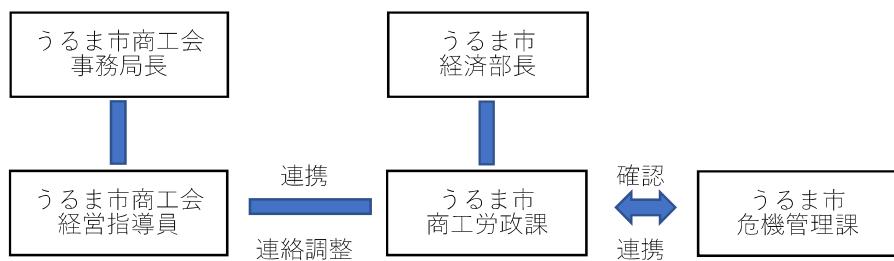
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 嘉陽田 敦史 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

うるま市商工会

〒904-2312 沖縄県うるま市勝連平安名2884-1

TEL 098-978-3168 / FAX 098-978-3940

E-MAIL info@uruma-shoko.jp

②関係市町村

うるま市 商工労政課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町1丁目1-1うるま市役所 西棟1階

TEL 098-923-7634 / FAX 098-923-7627

E-MAIL syoukou-ka@city.uruma.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	270	270	270	270	270
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	120	120	120	120	120
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、うるま市補助金、沖縄県補助金、その他事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等